



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第52号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

（地 域 福 祉 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

- (1) 児童福祉専門分科会児童処遇部会の担任する事務を追加することとした。（第6条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

第6条第1項の表児童福祉専門分科会の部健全育成部会の項担任する事務の欄(2)中「がん具」を「玩具」に、同欄(3)中「有害がん具類」を「有害玩具類」に改め、同部児童処遇部会の項担任する事務の欄中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 児童の親権者等の意に反して行う当該児童の一時保護等に関する事項

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。